

生駒市教育委員会規則第16号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第12号中「50万円未満」を「50万円以上200万円未満」に改め、同条第17号中「第8条第17号」を「第8条第18号」に改める。

第7条の3第10号中「次条第17号」を「次条第18号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 1件50万円以上100万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

第8条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。